

はなのかタウン協定書

七日町はなのか団地の売主 長岡地域土地開発公社（以下「甲」という。）と、買主（以下「乙」という。）とは、下記条項により街づくりに関する協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、七日町はなのか団地における建築物の敷地、構造、形態及び敷地の緑地等について協定することにより、土地所有者等の協力のもとに美しく快適で、ゆとりと潤いのある、楽しく住みよい住宅地とすることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の区域は、別図に表示する区域とする。

（建築物等の制限）

第3条 協定区域における建築物等の敷地、構造、用途及び形態は、次の各号の基準によるものとし、積極的に住環境及び住宅地としての景観の維持増進に努めるものとする。

- (1) 敷地の区画は、原則分割しないものとする。
- (2) 敷地は、盛土により地盤面を変更しないものとする。ただし、築山など造園に伴う若干の盛土はこの限りでない。
- (3) 建築物の用途は、居住用住宅及びこれに付属する物置、車庫、茶室など（以下「付属建築物」という。）とする。
- (4) 建築物の配置及び形態は、道路又は隣地に落雪しないものとするとともに、車庫又は駐車スペースは、余裕をもって計画する。
- (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2.0m以上とする。ただし、住宅に付随する車庫は、道路境界から1.0m以上、隣地境界から0.5m以上とする。
- (6) 建築物の地盤面からの高さは、13m以下とする。
- (7) 塀、柵又は垣を設置する場合は、その高さは敷地の地盤高から1.5m以下とし、道路に面する部分は極力生け垣などの植栽を主体として行う。
- (8) 建物のデザインは、周囲の環境と調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとし、屋根及び外壁の色は、極力原色などの極端な色彩や刺激的な色彩を避けるものとする。
- (9) 高床式住宅の高床部分は、極力上部建築の外壁と同一色で仕上げる。
- (10) 自己の用に供する広告物以外の宣伝看板類は設置させない。広告看板類は美観風致を損なう恐れがないものとする。

（敷地の緑化）

第4条 乙は、次の各号により敷地の緑化に努めなければならない。

- (1) 道路に面する敷地の部分は、芝生、草花又は低木の植栽を行う。

(2) 敷地内には、極力植樹を行うものとし、樹木の種類は、地域の風土や環境に適したものとする。

(3) 敷地内の空地は、草花や家庭菜園による緑化を行うものとする。

(宅地の管理)

第5条 乙は、住宅を建設するまでの間は、責任をもって除草するなど常に良好な状態で管理しなければならない。

(公共施設の共同管理)

第6条 この協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の道路側溝及び緑地は、定期的に除草や清掃を行うなどして良好な住宅地としての環境維持増進に努めるものとする。

(運営委員会)

第7条 この協定を運営するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、協定者の互選により選出された者若干名及び甲をもって組織する。

(届け出)

第8条 乙は、建築物の建築若しくは塀、柵などの工作物を設置する場合には事前に委員会に届け出るものとする。

2 委員会は、前項の届出の内容がこの協定に適合しないときは、設計の変更その他適切な措置を指示することができる。

3 甲は、第1項の届出の内容に関して必要な指導及び助言を行うことができる。

(協定の変更)

第9条 この協定の内容を変更しようとするときは、協定者全員の合意をもって行う。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長岡市大手通1丁目4番地10
長岡地域土地開発公社
理事長 水澤 千秋 ㊟

乙 長岡市

㊟